



令和5年度 福島空港貸切バス借上支援事業

福島空港利用促進協議会

福島空港利用促進協議会では、旅行会社を対象に福島空港国内線を利用して貸切バスで本県等を周遊する団体旅行を支援します。

- ※ 申請期限は出発日の15日前です。
- ※ 交付決定額が予算額に達した時点で事業を終了します。お早めに申請くださいますようお願いいたします。

100,000円を上限に、予算の範囲内で助成します。
補助額及び補助対象等は以下のとおりです。

補助対象事業者	補助対象	補助額
<p>福島空港を利用した国内線により旅行商品を催行する以下のいずれかの事業者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般社団法人日本旅行業協会に加盟している旅行会社。 2 一般社団法人全国旅行業協会に加盟している旅行会社。 3 福島空港利用促進協議会会長が特に認める旅行会社。 4 1～3のいずれかの条件を満たす複数の旅行会社により構成される団体等。 	<p>以下に定める条件をいずれも満たす旅行の催行。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 福島空港国内線(国内チャーター便を含む。)を利用した旅行商品であること。 2 1団体10名以上の旅行であること。 3 利用する貸切バスは小型以上であること。 4 福島県内の旅館・ホテルに1泊以上宿泊すること。 5 福島県内の観光地を1箇所以上、コースに組み入れること。 6 学校行事として実施する旅行、旅行会社に対する他のバス助成制度を活用した旅行(旅行者個人への助成を除く)のいずれにも該当しないこと。 	<p>貸切バスの借り上げに要する経費と10万円(1台あたり)を比較して低い方の額(福島空港片道利用は半額。なお、催行中の旅行において悪天候による代替着陸(ダイバート)や、悪天候、機材故障、又は福島空港に起因する事由による欠航で、福島空港を利用できなかった場合はこの限りでない。)</p> <p>ただし、補助額は1事業者あたり、年間20万円を上限とする。</p> <p>なお、この金額に消費税相当額は含まない。</p>

【お問い合わせはこちらまで】

福島空港利用促進協議会(事務局:福島県空港交流課)

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

TEL:024-521-7127 FAX:024-521-7913



福島県キャラクタ
ター
キビタン